

作業環境測定士規程の一部を改正する件 新旧対照条文

○作業環境測定士規程（昭和五十一年労働省告示第十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
<p>別表第四号の作業場の作業環境について行う分</p>	<p>吸光度分析方法、原子吸光分析方法及び蛍光光度分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号6並びに第二号10、11、13、</p>	<p>別表第四号の作業場の作業環境について行う分</p>	<p>吸光度分析方法、原子吸光分析方法及び蛍光光度分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号6並びに第二号10、11、13、</p>
<p>試験の科目 （略）</p>	<p>（略）</p>	<p>試験の科目 （略）</p>	<p>（略）</p>
<p>別表第二号の作業場の作業環境について行う分の技術</p>	<p>全アルファ放射能計測方法、全ベータ放射能計測方法、全ガンマ放射能計測方法、アルファ線スペクトル分析方法、ベータ線スペクトル分析方法、ガンマ線スペクトル分析方法、放射化学分析方法及び<u>蛍光光度分析方法による放射性物質の分析に関する理論及び方法</u></p>	<p>別表第二号の作業場の作業環境について行う分の技術</p>	<p>全アルファ放射能計測方法、全ベータ放射能計測方法、全ガンマ放射能計測方法、アルファ線スペクトル分析方法、ベータ線スペクトル分析方法、ガンマ線スペクトル分析方法、放射化学分析方法及び<u>けい光光度分析方法による放射性物質の分析に関する理論及び方法</u></p>
<p>別表第三号の作業場の作業環境について行う分の技術</p>	<p>吸光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、<u>蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第一号（6及び8を除く。）及び第二号（10、11、13、21、22、23の2、27の2、33及び37を除く。）</u>に掲げる物の分析に関する理論及び方法</p>	<p>別表第三号の作業場の作業環境について行う分の技術</p>	<p>吸光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、<u>けい光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第一号（6及び8を除く。）及び第二号（10、11、13、15、21、22、33及び37を除く。）</u>に掲げる物の分析に関する理論及び方法</p>

析の技術	21、22、23の2、27の2及び33に掲げる物並びに鉛の分析に関する理論及び方法	(略)	(略)	2 (略)	(講習) 第三条 作業環境測定法第五条の講習(以下「講習」という。)は、次の表の上欄に掲げる講習の科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間により行うものとする。	講習の科目	範囲	時間
						(略)	(略)	(略)
別表第四号の作業場の作業環境について行う分の実務	吸光光度分析方法、原子吸光分析法及び蛍光光度分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号6並びに第二号10、11、13、21、22、	(略)	(略)	(略)		別表第三号の作業場の作業環境について行う分の実務	吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号(6及び8を除く。)及び第二号(10、11、13、21、22、23の2、27の2、33及び37を除く。)に掲げる物の分析	(略)

析の技術	15、21、22及び33に掲げる物並びに鉛の分析に関する理論及び方法	(略)	(略)	2 (略)	(講習) 第三条 作業環境測定法第五条の講習(以下「講習」という。)は、次の表の上欄に掲げる講習の科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間により行うものとする。	講習の科目	範囲	時間
						(略)	(略)	(略)
別表第四号の作業場の作業環境について行う分の実務	吸光光度分析方法、原子吸光分析法及び蛍光光度分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号6並びに第二号10、11、13、15、21、	(略)	(略)	(略)		別表第三号の作業場の作業環境について行う分の実務	吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析法、けい光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号(6及び8を除く。)及び第二号(10、11、13、15、21、22、33及び37を除く。)に掲げる物の分析	(略)

2 ～ 4  (略)	(略)	23の2、27の2及び33に掲げる物並びに鉛の分析	(略)
	(略)		(略)
2 ～ 4  (略)	(略)	22及び33に掲げる物並びに鉛の分析	(略)
	(略)		(略)